

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 別表第8に掲げる物品で同表に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表の備考の(6)に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表の備考の(8)に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。(う)(け)(す)(せ)(ほ)

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。(す)(ほ)

ア 可燃性固体類(別表第8の備考の(6)のエに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物規則第39条の3第1項に規定する告示の例による容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により可燃性液体類等を収納すること。(す)(せ)(ほ)

イ 内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。(す)(ほ)

(2) 可燃性液体類等(別表第8の備考の(6)のエに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。(す)(せ)(ほ)

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。(は)(ほ)

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。(は)(ほ)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。(ほ)

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。(ほ)

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
--------	---------------	------

タンク又は金属製容器	1 以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	2メートル以上
	200 以上	3メートル以上
その他の場合	1 以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	3メートル以上
	200 以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に1メートル(同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。(ほ)

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。(ほ)

条則

(標識等)

第16条 (略)

2 (略)

3 条例第34条第3項の規定により準用し、及び条例第35条第2項第1号の規定によりその例によることとされる条例第32条の2第2項第1号に規定する貯蔵し、又は取り扱つている旨の表示は「指定可燃物貯蔵取扱所」とし、防火に関し必要な事項は可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」、綿花類等にあつては「火気注意」とする。(あ)(え)(お)(か)(く)(け)(と)

別表第8(第34条、第35条、第35条の2、第37条、第58条関係)

(か)(け)(す)(せ)(つ)(ぬ)(は)(ほ)

品名	数量
綿花類	200キログラム
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
再生資源燃料	1,000
可燃性固体類	3,000

石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥^い藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。(ほ)
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。(ほ)
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。(へ)(ほ)
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。(ほ)

【解説】

本条は、別表第8で定める数量以上の指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、おおむね少量危険物の場合に準じて規定したものである。

「可燃性液体類等」とは、指定可燃物のうち引火性を有する物品である可燃性固体類及び可燃性液体類、並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物第4類のうち動植物油類の総称である。

「可燃性固体類」とは、動植物油類を除くものである。

可燃性固体類とは、別表第8備考第6号に定めてある一定の要件（引火点、燃焼熱量、融点等）に該当するものである。その性質としては、加熱により溶融したものは危険物と同様に火災危険が大きく、また、燃焼熱量が大きいいため火災の際に消火困難となる。これらには、例えば、0-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が含まれる。

「可燃性液体類」とは、別表第8備考第8号に定めるように、第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上のもの）、第3石油類及び第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下のもの）、引火性の液体で引火点が250度以上のもの、動植物油類の除外物品（危険物規則第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの）が該当する。これらには、例えば、塗料、接着剤等が含まれる。

本条第1項は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

第2項は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定している。

本条第1項及び第2項各号に定める基準以外の事項については、第3項の規定により、指定数量未満の危険物貯蔵取扱いの基準に関する第31条から32条の8までの規定が準用されるので、本項の規定は可燃性液体類等について加重的な基準を定めた規定である。

1 第2項第1号

可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点から、その屋外の場所の周囲に、空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定したものである。この場合、防火上有効な塀は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有できない部分及び施設全体を遮へいする幅及び高さを有すること。

2 第2項第2号

ただし書に規定する「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏まで達する準耐火構造又は防火構造（第32条の2第1項第12号の解説を参照。なお、この場合、同解説(1)イの「吹付塗装作業側」は「可燃性固体類等を貯蔵し又は取り扱う側」に読み替えるものとする。）をいう。

3 第3項

本項の規定は、第1項及び第2項の基準のほか、別表第8で定める数量以上の可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いについて、その危険性に鑑み、少量危険物に準じて規制を行うものである。